

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で経営に支障をきたしている事業者の経営安定や雇用の確保のための制度をご紹介します。

令和2年5月1日時点

《事業者の方向け》

資金繰り	1 新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況が悪化している方を支援します。（当初3年間は、利子補給制度あり）	お問い合わせ 日本政策金融公庫 0956-22-9155
	2 長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対応） 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援します。（SN4号、SN5号、危機関連対応）	お問い合わせ 長崎県産業労働部経営支援課 095-823-2651
	3 佐世保市緊急経営対策資金（災害対策等資金） 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援します。（SN4号対応）	お問い合わせ 佐世保市観光商工部商工労働課 24-1111（内線3002～3004）
	4 セーフティネット保証認定（SN4号、SN5号、危機関連） 災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の方について保証限度額を別枠化する国の制度です。市が認定窓口になります。	お問い合わせ 佐世保市観光商工部商工労働課 24-1111（内線3002～3004）
	5 長崎県制度資金（SN4号、SN5号、危機関連） 国は、県の融資制度を利用して実質無金利の制度資金の創設を予定しています。	お問い合わせ 長崎県産業労働部経営支援課 095-823-2651
雇用の維持	6 雇用調整助成金の特例措置 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業者に対し、休業手当、賃金等の一部を助成します。	お問い合わせ ①長崎労働局職業対策課 ②ハローワーク佐世保 （求人・企画部門） ①095-801-0042 / ②0956-22-8002
	7 長崎県緊急雇用調整助成金 国の「雇用調整助成金」における企業負担分の軽減を図るため、事業主の負担が1/10以内になるように県が上乗せ助成を実施します。	お問い合わせ 長崎県産業労働部 雇用労働政策課 095-895-2714
	8 長崎県緊急雇用維持アドバイザー派遣 「雇用調整助成金」、「長崎県緊急雇用維持助成金」を活用予定の県内に所在する事業所に対し、申請書作成のためのアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。	お問い合わせ 長崎県産業労働部 雇用労働政策課 095-895-2714
	9 小学校休業等対応助成金 事業主が、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた場合に助成金が支給されます。	お問い合わせ 学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター（9:00～21:00） 0120-60-3999

給付金

10 持続化給付金（法人：200万円以内、個人事業者：100万円以内）
国が感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を交付します。※減少分が上限

【計算式】
減少分＝前年総売上－（前年同月比△50%の月の売上×12月）

お問い合わせ

中小企業・金融・給付相談窓口

0120-115-570
(8:30～19:00)

11 飲食店事業者緊急支援給付金（1店舗につき20万円）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の飲食店事業者に対して支援を行います。
※条件あり。

お問い合わせ

佐世保市商工労働課
緊急経済対策給付金事務局

24-1111(内線3070～3073)

12 宿泊事業者緊急支援給付金

（旅館・ホテル：30万円～300万円、民泊（農林漁業体験民宿等）：10万円）
新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の宿泊事業者に対して支援を行います。
※条件あり。

お問い合わせ

佐世保市観光商工部観光課

24-1111(内線3027～3029)

13 貸切バス事業者緊急支援給付金（貸切バス1台につき10万円）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の貸切バス事業者に対して支援を行います。
※条件あり。

お問い合わせ

佐世保市観光商工部観光課

24-1111(内線3027～3029)

**14 新型コロナウイルス感染症対策にかかる休業等の協力要請
及び事業者の皆様への協力金（1事業者あたり30万円）**

※条件あり。
申請等：後日発表します。

お問い合わせ

長崎県産業労働部
産業政策課

095-895-2150

《個人の方向け》

貸付金

15 緊急小口資金の特例貸付（主に休業された方向け）
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に貸付を行います。
※個人事業主を含みます。特例の場合：20万円以内（1回限り）

お問い合わせ

佐世保市社会福祉協議会

23-3174
(8:30~17:15)

16 総合支援資金の特例貸付（主に失業された方等向け）
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付を行います。※単身者：15万円以内/月、2人以上：20万円以内/月

お問い合わせ

佐世保市社会福祉協議会

23-3174
(8:30~17:15)

給付金

17 特別定額給付金（仮称）
基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を対象に、一律1人当たり10万円の給付します。

お問い合わせ

佐世保市 給付金窓口

24-1111(内線3070~3073)

18 小学校休業等対応支援金
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金が支給されます。※条件あり。

お問い合わせ

学校等休業助成金・支援金等相談
コールセンター(9:00~21:00)

0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策については、現時点では詳細が明らかになっていない支援策もありますので、分かり次第、情報を更新していく予定としています。

《佐世保市観光商工部商工労働課》

